

石綿（アスベスト）有無チェックシートのご提出について

特定建設作業実施届出書提出事業者 様

豊橋市環境部環境保全課

解体等工事（建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）の解体、改造又は補修作業を伴う建設工事をいう。以下同じ。）に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号。以下「改正法」という。）が令和2年6月5日に公布され、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行されます。

令和4年4月1日より、改正法の施行のため、建築物等の解体等工事を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を都道府県に報告する必要があります。

1 報告者	元請業者または自主施工者
2 報告の対象	① 解体部分の延床面積が80平方メートル以上の建築物の解体工事 ② 請負代金が税込100万円以上の建築物の改修工事 ③ 請負代金が税込100万円以上の環境大臣が定める工作物の解体または改修工事
3 報告の方法	① 石綿事前調査結果報告システムによる報告 URL : https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/ ② 紙による報告 届出書の様式（本市HPのURL） : http://www.city.toyohashi.lg.jp/45126.htm 提出場所：豊橋市 環境保全課
4 報告の期限	遅滞なく（工事開始前まで）

なお、事前調査は、報告対象の規模要件によらずすべての解体等工事が必要となります。

石綿使用の有無等の事前調査の適正な実施の確認のため、報告対象外の工事について、特定建設作業実施届出書の届出時に、「石綿（アスベスト）有無チェックシート」提出をお願いいたします。

改正法施行に伴い「石綿（アスベスト）有無チェックシート」の内容の一部改正しました。今後、特定建設作業実施届出書の届出時には改正後の「石綿（アスベスト）有無チェックシート」の提出をお願いします。なお、チェックシートの記載事項について、環境保全課より質問等させて頂くこともございますので、予めご了承ください。

改正後の石綿（アスベスト）有無チェックシートについては、以下のURL（環境保全課ホームページ）をご確認ください。

①豊橋市環境保全課>各種申請書・届出書

URL : <http://www.city.toyohashi.lg.jp/45126.htm>

改正法に係る参考資料については、以下のURL（環境省ホームページ）をご確認ください。

URL : https://www.env.go.jp/air/post_48.html

環境保全課 大気環境グループ

Tell: 0532-51-2388